

令和4年度

# 事業計画及び 予算の概要

## 総括事項

### 所属所数

市	14
町	11
一部事務組合等	16
合計	41

### 任意継続組合員数

142人

### 被扶養者数

16,442人

### 平均標準報酬の月額

長期	378,115円
短期	322,691円

### 組合員数

23,823人（うち短期組合員等6,567人）

#### 短期組合員、後期高齢者等短期組合員とは？

令和4年10月に加入する短時間勤務職員は、短期組合員、後期高齢者等短期組合員に種別されます。

短期組合員は、地方公共団体等で雇用され、厚生年金・健康保険の適用対象である非常勤職員（①週20時間以上勤務、②月額賃金8.8万円以上、③2か月以上の勤務が見込まれる。ただし、学生を除く。）のことで、短期給付及び福祉事業が適用されます。

なお、75歳以上の短期組合員は、後期高齢者等短期組合員となり、育児・介護休業給付と福祉事業が適用されます。

## 標準報酬の月額及び標準期末手当等の額に対する掛金率・保険料率

（単位：％）

区分	短期		厚生年金保険	退職等年金	保健
	短期掛金	介護掛金	組合員保険料	掛金	掛金
一般組合員	47.00	8.70	91.50	7.50	2.12
短期組合員	47.00	8.70	—	—	2.12
市町村長組合員	47.00	8.70	91.50	7.50	2.12
特定消防組合員	47.00	8.70	91.50	7.50	2.12
長期組合員	2.35	—	—	7.50	2.12
後期高齢者等 短期組合員	2.35	—	—	—	2.12
市町村長 長期組合員	2.35	—	—	7.50	2.12
任意継続組合員	94.00	17.40	—	—	—

※ 負担金は、掛金率等と同率で地方公共団体が負担します。

## 短期経理

医療費や休業給付などの短期給付の支払いや高齢者医療制度への納付金・支援金及び介護納付金を拠出しています。

### 短期給付財源率は引き上げ、介護保険財源率は引き下げます。

短期給付は令和3年度において6億2,163万円の当期損失金が見込まれるため短期積立金が減少し、短期経理の財政は厳しい状況です。

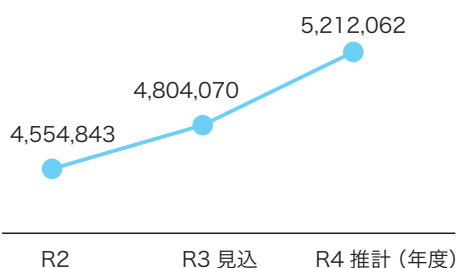
(単位:千円)

#### 短期給付

短期給付は、給付金がコロナ禍前を超える伸びとなり、さらに短期組合員等の加入により医療費の増加が見込まれることから、令和4年4月から財源率を**94.00%**に引き上げます。

#### 給付金の推移

(単位:千円)



区分		令和3年度見込	令和4年度予算
収入	掛金・負担金	9,405,779	10,252,278
	高額医療交付金	97,392	107,079
	育児・介護休業手当金交付金	412,612	434,427
	賠償金他	187,567	7,037
	前年度繰越支払準備金	695,391	731,660
	計	10,798,741	11,532,481
支出	給付金	4,804,070	5,212,062
	高齢者医療に係る納付金等	5,257,250	4,684,182
	連合会拠出金・払込金	624,512	671,085
	任継掛金還付金	2,877	3,600
	次年度繰越支払準備金	731,660	796,023
	計	11,420,369	11,366,952
差引		△ 621,628	165,529
欠損金補てん積立金		426,536	444,615
短期積立金		212,037	359,487

(単位:千円)

#### 介護保険

介護保険は、短期組合員の加入により掛金・負担金が増加することから、令和4年4月から財源率を**17.40%**に引き下げます。

区分	令和3年度見込	令和4年度予算
収入	1,164,862	1,228,807
支出	1,155,887	1,225,596
収支の差	8,975	3,211
介護積立金 (△欠損金)	△ 35	3,176

## 厚生年金保険経理

厚生年金の給付に係る組合員保険料と負担金を徴収する経理です。

## 退職等年金経理

退職等年金給付(民間の企業年金に相当)の給付に係る掛金と負担金を徴収する経理です。

## 経過的長期経理

平成27年9月以前に受給権が発生した公務上の障害年金・遺族年金の給付に係る負担金を徴収する経理です。

年金に係るこの3経理は、収入した組合員保険料・掛金や負担金の全額を年金の支払いや資金の運用を行っている全国市町村職員共済組合連合会に払込みます。

## 退職等年金預託金管理経理 経過的長期預託金管理経理

全国市町村職員共済組合連合会から預託を受けた年金の資金の運用をしています。

退職等年金預託金管理経理は、退職等年金給付積立金の一部の預託を受け貸付経理への貸付金として運用しています。経過的長期預託金管理経理は、経過的長期給付積立金の一部の預託を受け縁故地方債の引受けにより運用しています。

## 業務経理

組合の事務を行うために必要な事務費や人件費等を賅っています。

短期組合員等の加入に対応するため、郵送料や制定用紙などを作成するための事務費、組合員証等印刷の外部委託や人員配置のための事務局レイアウト変更等に係る委託費などを計上しました。

また、短期組合員等に事業を周知するためリーフレット配布の普及費を計上しました。

## 保健経理

人間ドックやがん検診等への助成、生活習慣病の予防を目的とした特定健康診査及び特定保健指導、保養を目的とした宿泊施設利用助成などを行っています。

短期組合員等の加入に対応するため、がん検診やインフルエンザ助成などの厚生費の増加を見込みました。後発医薬品の使用割合は、令和3年9月実績で第2期データヘルス計画の目標値である80%に到達し、83.3%となりましたが、引き続き後発医薬品差額通知を実施するなどして使用割合の向上を図ります。

特定健康診査等の実施率は、後期高齢者支援金の加算・減算制度による指標には到達していますが、第2期データヘルス計画の目標値である特定健康診査実施率組合員98%、被扶養者70%、特定保健指導実施率45%には達していないことから、受診勧奨を行い、所属所と協働して実施率の向上に努めます。

また、令和4年度から次の内容を新たに実施します。

### ◆歯科保健指導

出向型歯科健康診断に併せて歯科保健指導を行います。

### ◆歯科受診勧奨

歯科健康診断の要精密検査者へ歯科医院への受診を勧奨します。

### ◆がん検診受診勧奨

組合員にはポスターを、被扶養者にはリーフレットにより、がん検診の受診を勧奨します。

### ◆特定健康診査・特定保健指導

40歳未満の検査基準値以上の組合員を対象に、生活習慣病の予防のための健康情報を提供します。

その他、実施している保健事業は、次ページのとおりです。



保健事業

(単位:千円)

	項目	予算額	概要
保健関係	人間ドック	289,240	30歳以上の組合員、35歳以上の任意継続組合員及び被扶養配偶者を対象に助成 一般、婦人、脳ドック(日帰り・宿泊)…26,000円 女性ドック(日帰り・宿泊)…29,000円(40歳以上の組合員及び被扶養配偶者が対象) 受診年度60歳の組合員は、40,000円を限度として助成
	がん検診	52,525	定期健康診断に併せて検診を行った組合員を対象に、次の金額(税込み)を限度として助成 胃がん検診…4,400円(X線の他に血液による検査も対象) 大腸がん検診…1,870円 肺がん検診…726円 肝炎ウイルス検査…2,090円(35歳以降、5歳間隔) 前立腺がん検診…2,200円(50歳以上)
	婦人科検診	27,410	定期健康診断に併せて検診を行った組合員を対象に、次の金額(税込み)を限度として助成 乳がん検診(超音波)…2,750円 乳がん検診(視触診+超音波)…3,080円 がん検診(超音波+X線撮影)…5,280円(40歳以上) 子宮頸がん検診…4,950円
	PET 検査助成	4,420	30歳以上の組合員と35歳以上の任意継続組合員及び被扶養配偶者を対象に、PET(陽電子放射断層撮影)検査を受診した場合、52,000円を助成
	歯科健診	5,115	組合員が出向型・来院型の歯科健康診断を受けた場合及び出向型に併せて歯科保健指導を受けた場合に全額を助成
	インフルエンザ助成	16,000	組合員及び被扶養者を対象に、インフルエンザ予防接種時の自己負担が1,000円以上の場合に1回につき1,000円を2回まで助成
	電話健康相談	2,200	組合員、被扶養者及び同居の家族を対象に、病気やケガ、育児、メンタル等専門家による健康医療相談を実施
	禁煙サポート助成	300	組合員及び被扶養者を対象に、医療機関で保険適用の禁煙外来を受診し成功した場合に全額を助成
	睡眠検査助成	1,400	組合員及び被扶養者を対象に、指定の検査機関において睡眠検査を行った場合に助成 スクリーニング検査…2,000円 簡易検査…4,000円
	救急薬品等配付	38,065	組合員及び任意継続組合員に、救急薬品等を選択制により配付
	受診勧奨通知	130	組合員及び被扶養者を対象に、検査値(血圧・脂質)が受診勧奨値を超えており医療機関を未受診の場合に通知
	糖尿病重症化予防	40	組合員及び被扶養者を対象に、血糖値が受診勧奨値を超えており医療機関を未受診の場合に通知
	がん検診勧奨	225	組合員にはポスターを、被扶養者にはリーフレットにより、がん検診の受診を勧奨
歯科受診勧奨	50	組合員を対象に、要精密検査者へ歯科医院の受診を勧奨	
保養関係	宿泊施設利用助成	18,300	組合員、任意継続組合員及び被扶養者を対象に助成 全国の市町村職員・都市職員・指定都市職員共済組合が運営する宿泊施設及び共済組合が契約した栃木県内の旅館・ホテル・民宿等を利用した場合 …1人1泊につき3,000円 共済組合が契約した栃木県外の旅館・ホテル・民宿等を利用した場合 …1人1泊につき2,000円
図書・広報関係	保健関係図書	1,140	●組合員または被扶養者の出産から1年間(12回)育児指導誌を配付 ●40歳未満の検査基準値以上の組合員を対象に、生活習慣病の予防のための健康情報を提供
	医療費通知	520	組合員及び被扶養者を対象に、医療費について通知
	後発医薬品差額通知	145	組合員及び被扶養者を対象に、後発医薬品(ジェネリック医薬品)の差額について通知
講座関係	健康セミナー	800	組合員及び被扶養者を対象に、生活習慣病及びメンタルヘルスに関するセミナーを開催
	ライフプランセミナー	230	組合員及び配偶者を対象(30歳から49歳、50歳以上)に、ライフプラン及び年金制度に関するセミナーを開催
	健康料理教室	300	組合員及び被扶養者等を対象に、生活習慣病予防に関する料理教室を開催
特定健康診断・保健指導	特定健康診査	13,480	40歳から74歳の組合員及び被扶養者を対象に、特定健康診査費用の全額を助成
	特定保健指導	17,510	特定健康診査の結果、特定保健指導に該当した組合員及び被扶養者を対象に、特定保健指導費用の全額を助成
合計		489,545	

## 貯金経理

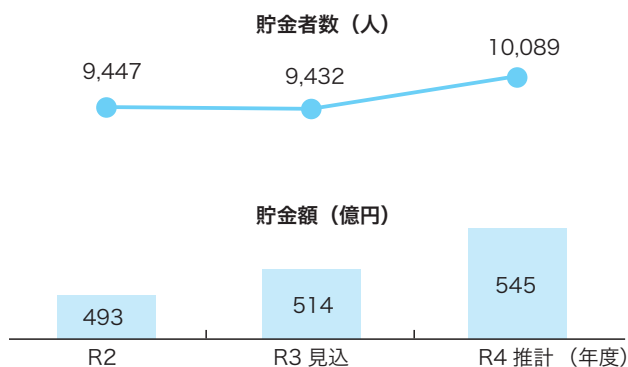
貯金者の積立金を運用し、その運用益を支払利息として還元することにより福祉の向上を図ることを目的としています。

令和4年度の支払利率は引き続き1.20%預入限度額3,500万円となります。

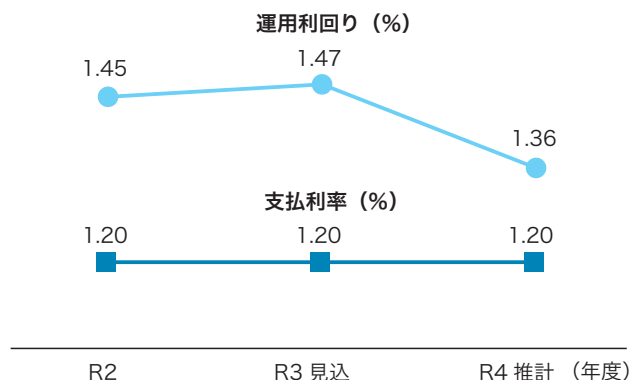
貯金額及び貯金者数は短期組合員等の加入により増加を見込みました。

お預かりした資金は、安全を考慮し引き続き国債や地方債、格付けの高い財投債等により運用していきます。

### 貯金額及び貯金者数の推移



### 運用利回りと支払利率の推移



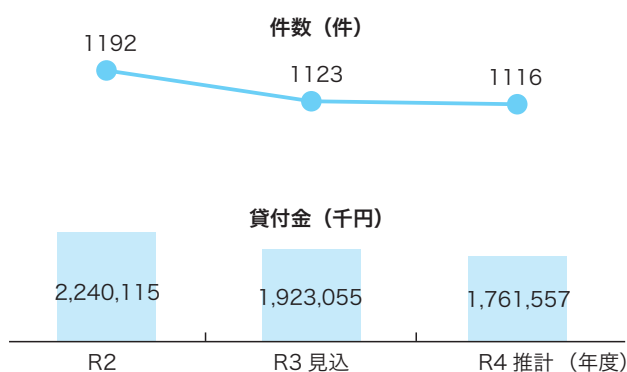
## 貸付経理

組合員が臨時に資金を必要とするとき、住宅の新築・増築等や入学・修学・結婚・葬祭等あるいは災害等により資金が必要になったときに組合員の生活の安定を図るため貸付けを行います。

貸付金は、新規住宅貸付は増加するものの償還が上回るため減少を見込みました。

住宅貸付は、保証人・事務手数料・抵当権の設定が必要なく、着工前に貸付けすることができるので別途つなぎ融資を申し込む必要がありません。また、入学・修学貸付では学費などの納付期限に合わせて随時貸付けを行いますので、ぜひご利用ください。

### 貸付金と貸付件数の推移





## 物資経理

指定店から組合員とその家族が必要とする生活必需物資を供給することを目的としています。  
また、引受会社(明治安田生命保険相互会社)と団体契約し、組合員とその家族の不慮の事故に備えた「遺族付加年金“きずな”」も取り扱っています。

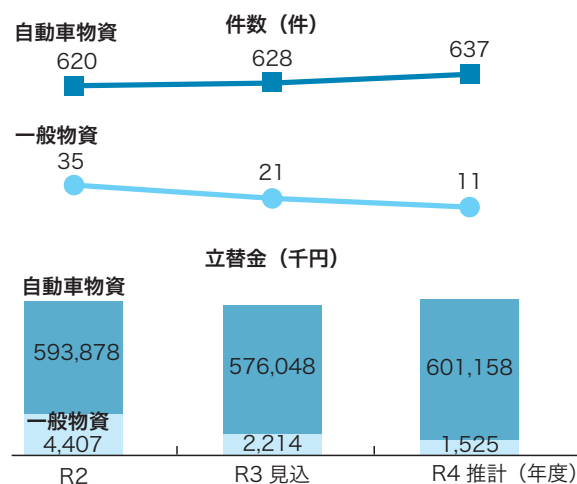
新規立替件数及び立替金は、生活必需品のうち自動車物資の立替の増加を見込みました。

また、高齢者人口や認知症高齢者数の増加を見据え、組合員全員を対象とする損害保険ジャパン株式会社の「介護・認知症サポートプラン」を令和5年1月から導入します。詳細は、今後共済だよりやホームページでお知らせします。

令和4年1月遺族付加年金“きずな”加入者数 (単位:人)

区分	組合員	配偶者	子ども	合計
遺族付加年金“きずな”	6,802	1,800	1,019	9,621
普通傷害保険	6,802	757	759	8,318
きずなプラス	6,085	1,465	-	7,550
入院保険	3,795	562	413	4,770
医療保険	2,824	372	212	3,408
重病支援給付	3,768	604	-	4,372
長期療養給付	1,440	-	-	1,440
生活応援給付	592	46	-	638
積立年金プラン	445	-	-	445

## 物資立替件数及び立替金の推移



## 令和4年度新規事業

### 介護・認知症サポートプラン

令和5年1月1日より組合員全員を対象として、損害保険ジャパン株式会社の「介護・認知症サポートプラン」を導入します。詳細は、後日お知らせします。

#### 対象者

組合員、配偶者、親、子、兄弟、同居の親族です。  
組合員が契約者であれば、組合員が加入しなくてもその家族が加入できます。

#### 募集時期

9月～11月に行う予定です。

#### 支払方法

クレジットカード払い、口座振替を予定しています。

#### 保障内容・保険金額

要介護2相当以上に認定され、所定の要介護状態が90日以上継続した場合に保険金を支払います。

保険金は、100万円、200万円、300万円から選択できます。

#### 特約

軽度認知障害又は認知症と診断確定された場合に一時金を受け取ることができる「軽度認知障害等一時金特約」を付加することができます。

保険金は10万円、20万円、30万円で、介護・認知症サポートプランの保険金額の10%までで選択することができます。